

京都市告示第 358 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年12月9日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

京都市下京区要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市下京区役所福祉部支援課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市下京区役所福祉部	第1号
京都市下京区役所保健部	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市崇仁第一保育所	第1号
京都市崇仁第二保育所	第1号
京都市立開智幼稚園	第1号
京都市立楊梅幼稚園	第1号
堀川警察署	第1号
五条警察署	第1号
七条警察署	第1号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
社会福祉法人京都市下京区社会福祉協議会	第2号
京都市下京青少年活動センター	第2号
社団法人京都下京西部医師会	第2号
京都市私立幼稚園協会（下京地区代表）	第2号
京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」	第2号
京都市中部障害者地域生活支援センター「にしじん」	第2号
格致つどいの広場	第2号
京都市下京区児童館長会	第2号又は第3号
京都市下京民生児童委員会	第3号
京都市下京東部医師会	第3号
京都市立小学校校長会下京支部	第3号
京都市立中学校校長会下京支部	第3号
京都市下京区保育園長会	第3号
下京区保育士会	第3号
京都市昼間里親規則に基づき登録された下京区内の昼間里親	第3号
京都市長が指定する者	第3号

（下京区役所福祉部支援課）